

## 教育現場の実態に即した教職員定数の充実等に関する決議

本会は、これまでも、義務教育施策に関して、地域の実情に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学級編制及び教職員定数の標準の見直しをはじめ、少人数学級の推進、障害のある児童生徒に対する特別支援教育の充実、いじめ問題に対応するための教職員定数の改善等、多くの提言を行ってきた。

特に、平成 27 年 5 月の特別提言においては、「教育に係る経済的負担を軽減するためにも、公教育の質的向上を図るとともに、家庭の経済的状況に左右されることなく、すべての子どもが必要とする教育を受ける機会を持てるような教育制度を整備すべきである」と提言したところである。

国においては、国の財政健全化に向けて費用対効果や適正配置数の観点を重視した教職員数のあり方について議論されているが、それらは財政効率最優先の主張である。教育の現場を預かる都市自治体の立場からは、到底、同意できるものではなく、先進国の中でも低位にある我が国の教育への公的支出を更に低下させることになるものと危惧する。

我々都市自治体は、人口減少・少子化と厳しい財政状況の中、公教育の充実に取り組んでおり、小中学校の教職員の加配定数の増加は、そうした取組の反映である。このような取組や地域の実情を勘案することなく、国の財政健全化目標の達成のために、加配定数を含む教職員定数の在り方を見直して教育費の削減を図ることは、単に国の財政負担を地方に転嫁することになりかねず、義務教育に対する国の責任放棄と言わざるを得ない。

現在の教育現場は、障害、いじめ・不登校、教育格差、外国人児童生徒等、特別な配慮を必要とする児童生徒の増加に伴い、課題が複雑かつ困難化している状況にある。

国においては、以上のような状況に対処し、地域の実情に応じた教職員配置が計画的に実施できるよう、基礎定数化の実現と加配定数の確保による教職員定数の充実、教員を支える多様な人材の充実、更にそれらのための財源の充実確保を図るよう強く要請する。

以上決議する。

平成 28 年 11 月 17 日

全 国 市 長 会